

山口県報

平成 27 年
11月17日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 解除予定保安林（柳井市）（森林整備課）……………
 - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）……………
 - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（団体指導室）……………
 - 道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告
 - 国土調査の成果の認証（政策企画課）……………
 - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（三件）（商政課）……………
 - 土地改良区役員の届出（農村整備課）……………



山口県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十七年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
柳井市伊保庄字前老猿一〇八の四
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第四百五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十三年山口県告示第四百十九号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十七年十月三十一日限り消滅した。

平成二十七年十一月十七日

防府市加入区

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第四百六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十七年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

| | | | |
|---------------|---|---|---|
| 区 | 域 | 区 | 分 |
| 浜崎区域 新南陽区域 | | 主として底びき網を使用して営む漁業 主としてぼら罟刺網を使用して営む漁業 | |

山口県告示第四百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

| | | | |
|---------------------|--------------|--------------|------------------|
| 地名及び番地 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 指定年月日 |
| 美祿市大嶺町東分字下尾其上一九五〇の一 | 六・〇 一〇・七 | 四九・六 | 平成二七、 一、 五 |



(三三五) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十七年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

| 国土調査を行った者の名称 | 国土調査を行った期間 | 成果の名称 | 国土調査を行った地域 |
|--------------|------------------------------|------------------|------------|
| 下関市 | 平成二十四年五月七日から平成二十六年二月十日まで | 下関市地籍図 下関市地籍簿 | 豊田町大字今出の一部 |
| 〃 | 平成二十五年四月二十二日から平成二十七年一月二十八日まで | 〃 | 〃 |
| 宇部市 | 平成二十五年五月二十三日から平成二十七年二月十二日まで | 宇部市地籍図 宇部市地籍簿 | 大字検小野の一部 |

二 認証年月日

平成二十七年十一月十七日

(三三六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年十一月十七日

日から平成二十八年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ岩国店

所在地 岩国市三笠町三丁目二番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社

三 変更に係る事項の概要

| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------------------|--------------|--------------|
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前五時から午後六時まで | 午前五時から午後九時まで |

四 届出年月日

平成二十七年十月二十九日

五 変更年月日

平成二十七年十一月一日

(三三七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山西店

| | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|
| 変更に係る事項 | 変 | 更 | 前 | 変 | 更 | 後 |
| | <p>所在地 周南市都町三丁目二一 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 代表者の氏名 有限会社国広興産 周南市若山二丁目二番六号 国広 和之 三 変更に係る事項の概要 変更に係る事項 変更 前 午後七時から午後六時まで 変更 後 午前六時から午後九時まで 届出年月日 平成二十七年十月二十九日 五 変更年月日 平成二十七年十一月一日</p> | | | | | |

(三三八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。
 平成二十七年十一月十七日
 山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 マックスバリュ田布施店
 所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇一の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
 三 変更に係る事項の概要

| | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|
| 変更に係る事項 | 変 | 更 | 前 | 変 | 更 | 後 |
|---------|---|---|---|---|---|---|

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで
 午前四時から午後二時まで

四 届出年月日
 平成二十七年十月二十九日
 五 変更年月日
 平成二十七年十一月一日

(三三九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。
 平成二十七年十一月十七日
 山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所
 下関市豊北町農地開発 監 事 河田征四郎 下関市豊北町大字北宇賀二八九〇
 土地改良区

二 退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所
 下関市豊北町農地開発 監 事 岸田 道夫 下関市豊北町大字滝部五六八七の二
 土地改良区

平成二十七年十一月十七日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市